

= 当院の施設基準等のご案内 =

■ 厚生労働大臣が定める揭示事項 ①

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている 保険医療機関 です

I, 入院基本料について

◎ 1 病棟【 精神病棟入院基本料（15 対 1）の届出を行っております 】

当病棟では、1 日に 11 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

8：30 ～ 16：30 看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 7 人以内です。

16：30 ～ 8：30 看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 28 人以内です。

◎ 2 病棟【 精神病棟入院基本料（15 対 1）の届出を行っております 】

当病棟では、1 日に 9 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

8：30 ～ 16：30 看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 7 人以内です。

16：30 ～ 8：30 看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 23 人以内です。

◎ 3 病棟【 精神療養病棟の届出を行っております 】

当病棟では、1 日に 12 人以上の看護要員（看護師及び准看護師、看護補助者）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

8：30 ～ 16：30 看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 6 人以内です。

16：30 ～ 8：30 看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 28 人以内です。

II, 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さまに対する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

■ 厚生労働大臣が定める揭示事項 ②

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

Ⅲ, 当院では、九州厚生局長に下記の届出を行っております

1】入院時食事療養（Ⅰ）

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）・適温で提供しています。

2】基本診療料の施設基準等に係る届出

- ・精神病棟入院基本料 ・看護配置加算 ・看護補助加算 ・療養環境加算
- ・精神科身体合併症管理加算 ・医療安全対策加算2 ・精神療養病棟入院料
- ・後発医薬品使用体制加算1 ・情報通信機器を用いた診療に係る基準

3】特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ・薬剤管理指導料 ・精神科作業療法 ・精神科ショートケア「小規模なもの」
- ・精神科デイケア「小規模なもの」 ・医療保護入院等診療料
- ・通院、在宅精神療法の注12に規定する情報通信機器を用いた精神療法の施設基準
- ・外来、在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） ・入院ベースアップ評価料

Ⅳ, 明細書の発行体制について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進する観点から、領収証の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、受付窓口にてその旨お申し出ください。

Ⅴ, 保険外負担に関する事項

当院では、個室使用料〔119号室：1日3,850円（税込）〕、電話使用料、紙オムツ代、証明書・診断書料などにつきまして、その利用日数、利用量、利用回数等に応じた実費のご負担をお願いしております。